第二十条の六　法第三十八条の二第三項第二号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和十三年三月三十一日とする。

２　法第三十八条の二第三項第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める日は、令和十六年三月三十一日とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

○内閣府・財務省・厚生労働省令第一号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第二項において読み替えられた同条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第二項の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年十一月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　後藤　茂之

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令の一部を改正する命令

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年大蔵省令第八号）の一部を次のように改正する。

総理府
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	
第二条　法第九十四条第二項及び労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第七条第一項において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める労働金庫又は労働金庫連合会（以下「金庫」という。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令・厚生労働省令で定める命令は、次条に定める場合を除き、次の表のとおりとする。	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［略］	
第二区分	次の各号に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 ［一～六　略］ 七　法第五十八条第二項第七号から第二十五号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十三号までに掲げる業務及びこれ
単体自己資本比率 一パーセント以上二パーセント未満	

改正前	
（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）	
第二条　［同上］	
自己資本の充実の状況に係る区分	命令
［同上］	
第二区分	［同上］ ［一～六　同上］ 七　法第五十八条第二項第七号から第二十四号までに掲げる業務及びこれに付随する業務若しくは同条第七項各号に掲げる業務又は法第五十八条の二第一項第五号から第二十二号までに掲げる業務及びこれ
［同上］	